

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の策定にあたって

我が国の自殺者数は、平成10年以降、毎年3万人を超え、自殺対策を推進した結果、減少傾向にあるものの、いまだに2万人を超え、主要先進諸国の中で最も高くなっています。

国では平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行され、平成19年には「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成28年3月には「自殺対策基本法」が一部改正され、すべての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することが義務付けられました。

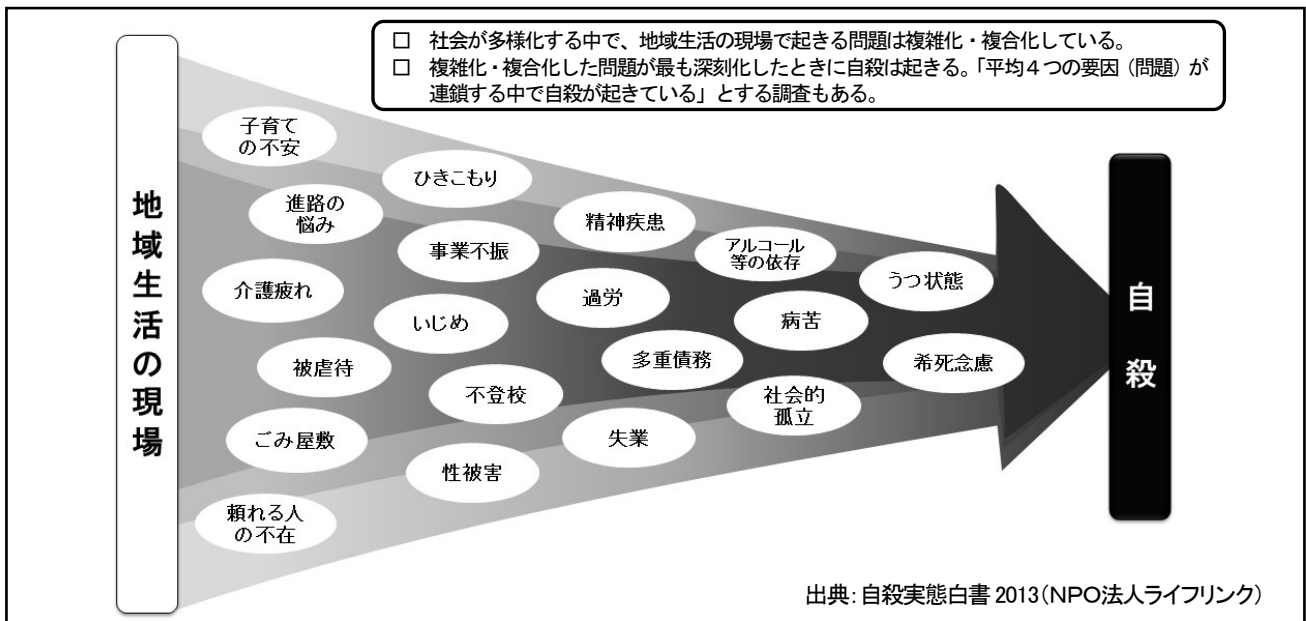
また、平成29年7月には、自殺対策基本法に基づき国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が新たに閣議決定され、自殺総合対策に関する5つの基本方針が示されました。

自殺総合大綱 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自死の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られているため、自死は防ぐことのできる社会的な問題であるという基本認識のもと、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されることが求められています。

自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)



本市においても、これまで健康増進計画等に基づき、自死予防の取組を推進してきましたが、国の示した考え方や法改正の趣旨などを踏まえ、全庁的な推進体制を構築し、関係機関及び関係団体等の相互の連携を図り、自死対策を推進するために、新たに本計画を策定することとしました。

2 計画の基本的事項

(1) 計画の位置付け

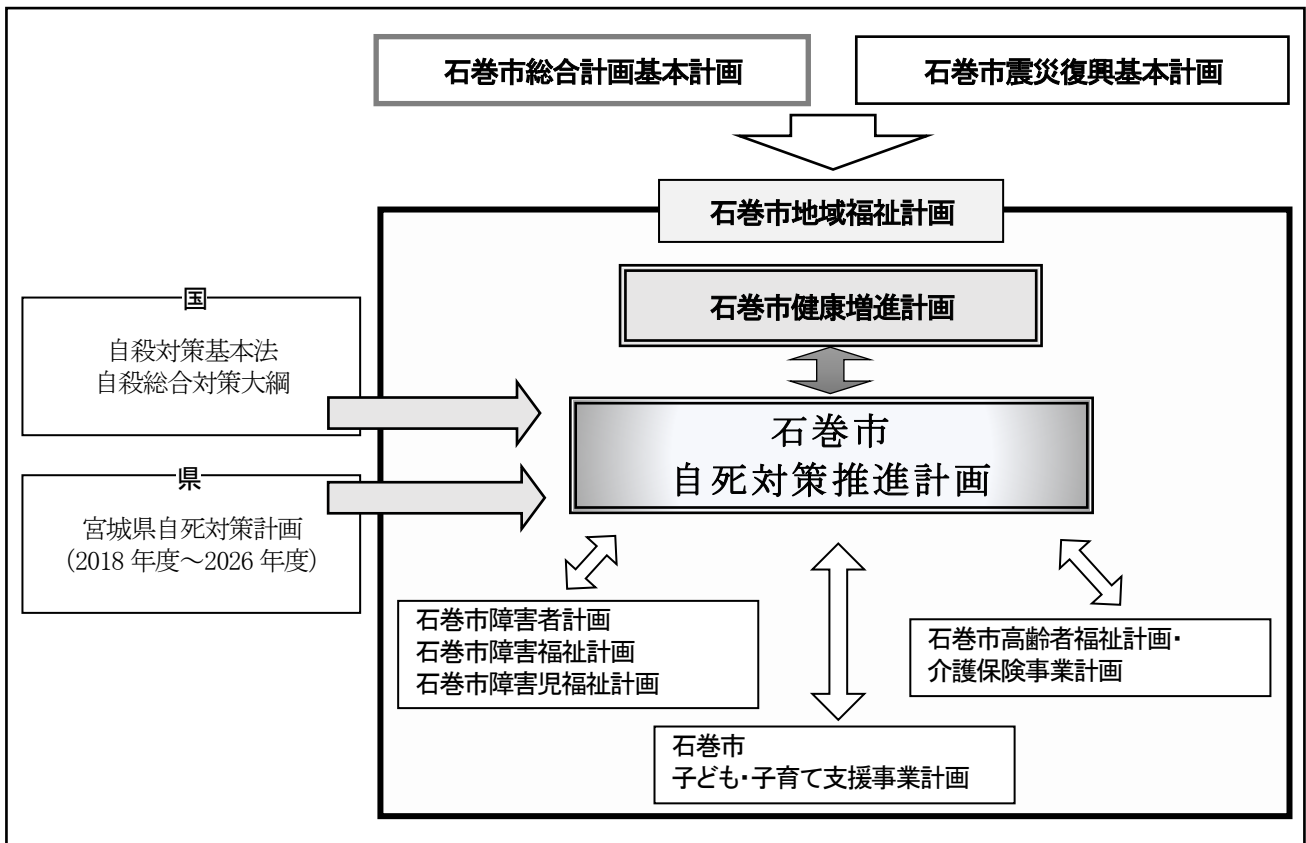
1) 計画の法的根拠

「自殺対策基本法」第13条において、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」とされており、本計画は、同法に規定する「市町村自殺対策計画」に相当します。

また、計画の内容は、「自殺総合対策大綱」で示された方向性を踏まえ整理しています。

2) 関連計画との関係

本計画は、「石巻市総合計画基本計画」を上位計画とし、健康増進計画や障害福祉計画、高齢者福祉計画等関係する各種計画との整合性を図りながら推進する計画です。



(2) 計画の期間

本計画の期間は平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5か年とします。

計画期間中においても、法改正や社会情勢の変化、制度の改正などがあつた場合には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

(3) 計画の目標

国では、先進諸国の水準まで減少させることを目指し、平成27年(2015年)を基準として平成38年(2026年)までに自殺死亡률을30%以上減少させることを当面の目標としています。

本市では、第2次石巻市健康増進計画において、「心の健康」の目標値として、平成38年自殺死亡률(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)を「18.5」としていますが、本計画では国と同様に30%以上の減少を目指すものとし、目標値を「14.2」(厚生労働省「人口動態統計」)と設定します。

※以下、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」については「地域における自殺の基礎資料」、厚生労働省「人口動態統計」については「人口動態統計」と表記する。

自殺死亡률の目標

	基準	中間目標	最終目標
石巻市	平成 24～28 年平均	平成 34 年(2022 年)	平成 38 年(2026 年)
	20.4	17.3	14.2
	基準(平成 24～28 年平均)に比べて、30%以上の減少を目指します。		
宮城県	平成 27 年(2015 年)	平成 34 年(2022 年)	平成 38 年(2026 年)
	17.4	14.1	12.1
	基準(平成 27 年)に比べて、30%以上の減少を目指します。		
国	平成 27 年(2015 年)	—	平成 38 年(2026 年)
	18.5	—	13.0 以下
	基準(平成 27 年)に比べて、30%以上の減少を目指します。		

※自殺死亡률은、人口 10 万人当たりの自殺者数をいい、「人口動態統計」の値を採用しています。

自殺死亡률=自殺者数÷人口×10 万

本市の人口規模では自殺死亡률이変動しやすいことから、一定期間での傾向を把握する必要があるため、自殺死亡률の基準値を平成24年から平成28年の5か年の平均で算出しています。

なお、自殺死亡률은社会的リスクで変動しやすいともいわれていることから、地域の状況なども加味しながら評価する必要があります。

○参考 「地域における自殺の基礎資料」を用いた自殺死亡률

	平成 24～28 年平均	平成 34 年(2022 年)	平成 38 年(2026 年)
石巻市	22.2	18.9	15.5

※自殺死亡률の統計は「人口動態統計」と「地域における自殺の基礎資料」があり、数値が異なります。(詳細 6 ページ参照)